

損害賠償命令制度

刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言い渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができるという制度です。

損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用するこの制度により、犯罪被害者の方が、刑事事件とは別の手続で民事訴訟を提起することに比べ、犯罪被害者の方の立証の負担が軽減されることになります。

裁判所



犯罪被害給付制度

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により、

死亡・重傷病・障害 ※1

という重大な被害を受けた犯罪被害者や遺族に対して、国が一時金として給付金を支給する制度です。

※1 重傷病とは、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病のことです。

PTSD等の精神疾患である場合は、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要します。



次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

- ・親族間での被害
- ・被害者にも原因がある場合
- ・加害者から損害賠償を受けた場合
- ・労災保険等の公的補償を受けた場合

給付金については、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。

※対象となる事件の被害者の方には、警察の担当者が詳しい制度の説明をいたします。

捜査へのご協力をお願い



犯人を捕まえて処罰するために、被害者やご家族の方に、次のようなお願いをすることがあります。

是非、ご協力をお願いします。

事情聴取

事件を担当する捜査員（警察官）が、被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。



証拠品の提出

被害を受けたときに着ていた衣服や所持品などは、犯人や被害に遭った事実を裏付ける証拠品として、提出していただくことがあります。



現場検証(実況見分)の立会い

事実の解明や犯罪を立証するため、被害現場などに立ち会っていただくことがあります。

なお、ご協力いただいている途中で体調が悪くなったり、ご都合の悪い場合は、担当の捜査員（警察官）に遠慮なくお申し出ください。

被害者の手引

～ 犯罪被害にあわれた方へ～

このリーフレットは、被害にあわれた方やそのご家族の方に、

- 警察が協力をお願いすること
- 事件発生から裁判までの流れ
- 利用できる支援制度

などについてお知らせするものです。



私が担当者です。お気軽にご相談ください。

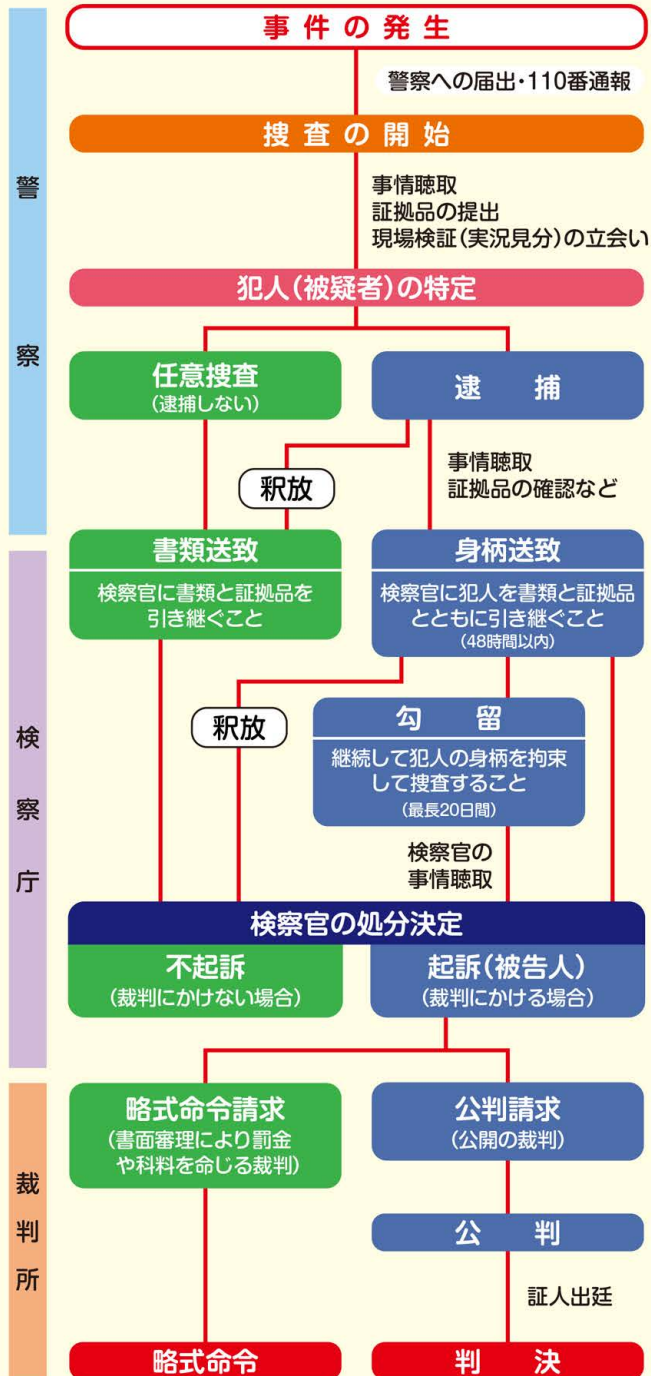
警察署

課

担当者

電話番号

刑事手続の流れ



支援要員があなたをサポートします！

警察では、事件発生直後から担当の支援要員（警察官等）が

- 捜査活動中の付添い
- 被害による困り事や要望への対応
- 各種支援制度の説明・手続
- 関係機関の紹介・引継ぎ

などを行います。

また、担当の捜査員が、

- 犯人が検挙されていない場合には、捜査状況
- 犯人を検挙した場合には、犯人の氏名等
- 事件の送致及び検察庁の処分結果（起訴・不起訴）

などについて、お知らせします。

なお、犯人が少年の場合は、お知らせする内容が少し異なります。

今後は
どうなるの？



経済的な支援制度があります。

警察では、

- ご家族を亡くされた方…… 死体検案書料・遺体搬送費
- 傷害等を負われた方…… 初診料・診断書料
- 性犯罪被害にあわれた方…… 初診料・診断書料・検査費用・緊急避妊費用等
- 一時的に避難が必要な方…… 宿泊施設の使用料

などを公費で支出いたします。

なお、支出には一定の要件があります。



裁判に参加できる制度があります。

被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた事件などの被害者やご家族は、裁判所の許可を得て「被害者参加人」となった上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、裁判に出席し、決められた範囲内で証人や犯人（被告人）に対して質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。



心の専門家がいます。

被害後、体調に変化はありませんか？

警察では、警察の部内カウンセラーや長崎県臨床心理士会所属のカウンセラーによるカウンセリングを行っています。

- 眠れない、食欲がない
- 学校や仕事にいけない
- 家族の様子がおかしい

など、不安に思うことがあれば、担当の支援要員にお申し出ください。

カウンセリング費用は公費で支出します。
なお、支出には一定の要件があります。



関係機関への情報提供ができます。

● 被害者支援に詳しい弁護士に法律相談をしたい
● 市役所に手続や相談に行きたいが、人目が気になる
というような場合、警察から関係機関に対し、被害者の方の予定や事案概要、要望等について、事前に情報提供を行いますので、関係機関での支援もスムーズに受けることができます。

『公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター』は、長崎県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されています。

長崎犯罪被害者支援センターでは、警察で対応できない内容の相談でも、センターの支援員が対応し、必要に応じて、

- 被害者支援に精通した弁護士の紹介
 - 裁判所や弁護士事務所への付添い
- などを行います。

被害者参加人のための国選弁護制度

「被害者参加人」となった被害者やご家族は、裁判への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力が一定の基準（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬や費用は、国が負担します。

